

## 自主運行バス広告掲載に関する運用基準

平成 22 年 2 月 5 日制定

### 第 1 趣旨

この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成 22 年焼津市告示第 24 号。以下「要綱」という。）第 11 条に基づき、自主運行バス広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 掲載広告の基準

自主運行バスに掲載する広告は、要綱第 3 条の 1 の各号のいずれにも該当しないものとする。

### 第 3 広告の規格、位置及び掲載料

広告の規格及び位置等は、下記のとおりとする。

広告媒体	位置	規格	掲載料
車内側面掲示板	車内側面上部	縦 365 mm×横 515 mm	500 円／2 週間
運転席後部掲示板	運転席後部	縦 365 mm×横 515 mm	2,500 円／1 月
車内放送広告	バス停間の車内放送	35 字以内	50,000 円／1 年
時刻表	時刻表地図掲載面	縦 80 mm×横 60 mm	35,000 円／1 回

### 第 4 募集方法

広告の募集は、広報やいつ、焼津市ホームページ等により公募で行うものとする。ただし、車内側面掲示板及び運転席後部掲示板は随時募集できるものとする。

### 第 5 掲載の申込み

広告の掲載を希望する者は、自主運行バス広告掲載申込書（第 1 号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

### 第 6 選定方法

掲載広告の選定方法は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経た上で決定するものとする。また、応募件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定するものとする。ただし、車内側面掲示板及び運転席後部掲示板は生活安全課にて決定できるものとする。

## 第7 広告掲載の決定

市長は、申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、自主運行バス広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

## 第8 掲載の実施の手続等

広告掲載の決定を受けた者は、自主運行バス広告掲載決定通知書（第2号様式）に記載された納付期限までに掲載料を納入し、原稿を市長に提出しなければならない。市長は内容確認の上、提出された原稿により、掲載することとする。その他手続等については、要綱第6条のとおりとする。

第1号様式

自主運行バス広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 焼津市長

住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_ ⑩

申込者 電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

焼津市広告掲載要綱第6条の規定に基づき、原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。  
なお、申込みに当たっては、焼津市広告掲載要綱を遵守します。

記

1 広告媒体

広告	応募枠	計	掲載料
車内側面掲示板	枠 × 台	枠	500円/2週間
運転席後部掲示板	1枠 × 台	枠	2,500円/1月
車内放送広告	区間	区間	50,000円/1年
時刻表	枠	枠	35,000円/1回

2 広告内容

添付原稿のとおり

3 広告掲載料

\_\_\_\_\_ 円

4 広告掲載期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(自主運行バス車内放送広告用)

自主運行バス広告掲載申込書添付資料

年 月 日

住所（所在地）\_\_\_\_\_

氏名（名称）\_\_\_\_\_ ⑩

申込者 電話番号 \_\_\_\_\_

F A X 番号 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

車内放送広告（掲載料：50,000円/1年）

最寄バス停 \_\_\_\_\_ バス停

放送区間は、最寄バス停の前後となります。


上記マスが 35 字となります。（句読点は、1 文字とはなりません。）

放送内容を「ひらがな」でお書きください。

第2号様式

自主運行バス広告掲載決定通知書

年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 決定区分  掲載する  
 掲載しない  
理由

2 広告媒体

3 広告内容

4 広告掲載料 金 円

5 納付期限 年 月 日

6 その他（条件）

（1）広報内容の変更については、事前に生活安全課の承認を受けてください。